

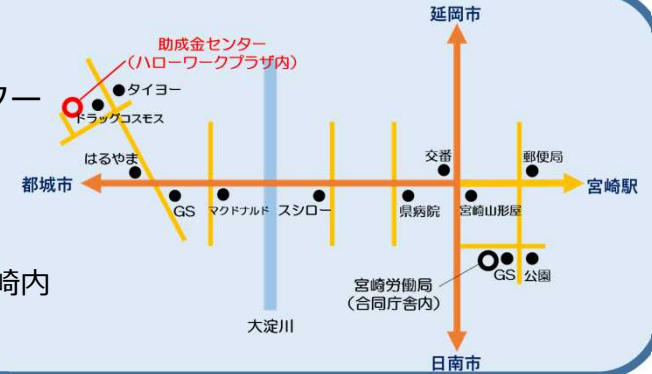
# 人材開発支援助成金のご案内

## 支給要件

- ・申請事業主が雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・受講者（対象者）が申請事業所の雇用保険の被保険者であること
- ・訓練の目的・内容が対象者の職務に関係するものであること
- ・申請事業主が訓練期間中も対象者に適正に賃金を支払うこと※1
- ・申請事業主が受講料等の経費を負担すること※1
- ・訓練開始日の1か月前までに計画届を提出していること※2

## 問い合わせ先

宮崎労働局助成金センター  
 Tel 0985-62-3125  
 宮崎市大塚台西1-1-39  
 ハローワークプラザ宮崎内



※1 コースによっては、この要件を満たす必要がない場合があります ※2 建設労働者技能実習コースについては、登録教習機関等に委託して実施する場合、計画届の提出は不要です

## 1.OFF-JT（外部の教育訓練機関に委託して行う訓練など通常の生産活動・業務から離れて行う訓練）を助成対象としているメニュー

事業主	対象者の雇用形態	コース名	助成の区分	訓練の目的・内容	訓練時間数	賃金助成	経費助成
情報通信業 or DXに取り組む事業主	正規 非正規	人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	ITSSレベル3 又は 4 となる訓練 大学での訓練	10時間以上	1時間あたり960円	受講料等の75%
全業種			成長分野等人材訓練	大学院での訓練 海外の大学院での訓練		1時間あたり960円 ※海外の大学院はなし	
全業種	正規	特定訓練コース	労働生産性向上訓練	ポリテクセンターや中小企業大学校での訓練、専門実践教育訓練、ITSSレベル2となる訓練、喀痰吸引等研修等	10時間以上	1時間あたり760円	45%
			若年人材育成訓練	若年者※3 に対する訓練			
			熟練技能育成・継承訓練	認定職業訓練			
		一般訓練コース	一般訓練	上記以外の訓練	20時間以上	1時間あたり380円	30%
全業種	非正規	特別育成訓練コース	一般職業訓練	正社員に転換するため・処遇を改善するための訓練	20時間以上	1時間あたり760円	正社員転換有70% 無60%
建設業	建設労働者（正規/非正規）	建設労働者技能実習コース	技能実習	技能講習 特別教育 技術検定に関する講習等	法定時間	事業所の被保険者数が21人未満・21人以上により 1日あたり8,550円 or7,600円	75%or70%or45%

※3 若年者とは、申請事業所の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない者であって、かつ35歳未満の労働者のことです

全て中小企業の場合の助成率・額

●詳しい内容や手続きについては、宮崎労働局助成金センターにお問い合わせいただくか、宮崎労働局や厚生労働省のホームページに掲載しています詳細版パンフレットをご覧ください。

## 2.人材開発支援助成金にはOJT（通常の生産活動・業務を通して行う訓練）を助成対象としているコースがあります！

事業主	対象者の雇用形態	コース名	助成の区分	訓練の目的・内容・時間数	賃金助成	経費助成	OJT実施助成
情報通信業 or DXに取り組む事業主	正規	人への投資促進コース	情報技術分野認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けた訓練※4 訓練期間：6か月以上2年以下 総訓練時間数：1年あたり850時間以上 OJTの割合：2割以上8割以下 OFF-JT：事業外訓練に限る	1時間あたり760円	受講料等の60%	20万円（固定）
全業種		特定訓練コース	認定実習併用職業訓練		1時間あたり760円	45%	20万円（固定）
全業種	非正規	特別育成訓練コース	有期実習型訓練	訓練期間：2か月以上6か月以下 総訓練時間数：6か月あたり425時間以上 OJTの割合：1割以上9割以下	1時間あたり760円	正社員転換有70% 無60%	10万円（固定）

※4 厚生労働大臣の認定を受けるためには、訓練開始日の2か月前までに、宮崎労働局助成金センターに実施計画認定申請書を提出する必要があります

## 3.令和4年度から人材開発支援助成金の全コースにおいてeラーニングや通信制による訓練を助成対象としました！ eラーニングによる訓練の中でも、定額制（サブスクリプション型）のサービスによる訓練は「人への投資促進コースの定額制訓練」で助成します！

コース名	助成の区分	訓練の内容	訓練時間数	賃金助成	経費助成
人への投資促進コース	定額制訓練	・1訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニングで実施されるサービス ・インターネット上で広く国民にサービスを提供している訓練機関・施設による訓練	・各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数が支給申請時において10時間以上である ・受講を修了した教育訓練が一つの職務関連訓練でない	—	45%

## 4.労働者が自発的に教育訓練を受ける際に、事業主が経費を補助するor休暇を与える場合の助成メニューもあります！

コース名	助成の区分	就業規則等に規定する制度の内容	訓練時間数 適用日数	賃金助成	経費助成
人への投資促進コース	自発的職業能力開発訓練	・事業主の自発的な訓練の経費補助割合が2分の1以上である	・労働者が自発的に受講する訓練の時間数が20時間以上である	—	事業主が負担した経費の30%
教育訓練休暇付与等コース	教育訓練休暇制度	・3年間に5日以上取得が可能な有給の教育訓練休暇制度 ・日単位での取得が可能なもの	・3年間の計画期間の間に1人に5日以上取得させる（被保険者数が100人未満の事業所の場合） ・計画期間の初日から1年ごとの期間内に1人以上の被保険者が当該休暇を取得する	—	30万円（固定）
教育訓練休暇付与等コース （人への投資特例）	長期教育訓練休暇制度	・所定労働日において30日以上有給又は無給の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度 ・休暇の取得は、日単位での取得のみ	・10日以上連続して取得する必要があり、そのうち1回は30日以上連続して取得する ・連続して取得した休暇期間ごとに、教育訓練の期間が、当該休暇の取得日数の2分の1以上である ・休暇取得開始日が計画期間内である	1日6,000円 ※有給の休暇に限る ※人数制限が撤廃されました	20万円（固定） ※新たに制度を導入する場合に限る
	教育訓練短時間勤務等制度	・所定労働日において30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除のいずれも利用可能なもの ・所定労働時間の短縮は、1日につき1時間以上所定労働時間未満の範囲で1時間単位で措置できるもの	・同一の教育訓練機関が行う一連の15回以上の訓練を含むもの ・3年間の計画期間内に、所定労働日において30回以上の所定労働時間の短縮または所定外労働時間の免除の措置を行う	—	20万円（固定）